

〔別紙〕

様式 1

## 事業報告書

(自 令和 5年 3月 1日 至 令和 5年 7月 31日)

## 1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人とみやす在宅クリニック
- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )
- ②  社会医療法人  特定医療法人  出資額限度法人  
 その他
- ③  基金制度採用  基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県北松浦郡佐々町羽須和免 9533 番地 1
- (3) 設立認可年月日 令和 5年 3月 1日
- (4) 設立登記年月日 令和 5年 3月 1日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	富安 志郎	とみやす在宅クリニック診療所の管理者
理 事	富安 志織	
同	富安 克郎	
監 事	中尾 勘一郎	

## 2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	とみやす在宅 クリニック診 療所	1521895	長崎県北松浦郡佐々町 953 番地 1	なし

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
なし		

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和 5年 9月 24日 令和4年度決算の決定

令和 5年 9月 24日 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

” 令和5年度の借入金額の最高限度額の決定

様式 3 - 2

法人名 医療法人 とみやす在宅クリニック  
 所在地 長崎県北松浦郡佐々町羽須和免953番地1

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

貸 借 対 照 表  
 (令和 5年 7月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	23,202	I 流 動 負 債	13,630
II 固 定 資 産	2,280	II 固 定 負 債	
1 有 形 固 定 資 産	2,280	負 債 合 計	13,630
2 無 形 固 定 資 産		純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産		科 目	金 額
		I 基 金	12,000
		II 積 立 金	
		(うち代替基金)	
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	△ 148
		純 資 産 合 計	11,852
資 産 合 計	25,482	負 債 ・ 純 資 産 合 計	25,482



様式 2

法人名 医療法人 とみやす在宅クリニック  
 所在地 長崎県北松浦郡佐々町羽須和免953番地1

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

財 産 目 録  
 (令和 5年 7月 31日現在)

1. 資 産 額	25,482 千円
2. 負 債 額	13,630 千円
3. 純 資 産 額	11,852 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	23,202
B 固 定 資 産	2,280
C 資 産 合 計 (A+B)	25,482
D 負 債 合 計	13,630
E 純 資 産 (C-D)	11,852

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))  
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 とみやす在宅クリニック  
理事長 富安 志郎 殿

私は、医療法人とみやす在宅クリニックの令和5年度会計年度（令和5年3月1日から令和5年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。

その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和 5 年 9 月 24 日

医療法人とみやす在宅クリニック

監事 中尾 勘一郎

